先端設備等導入計画のご案内

～中小企業の前向きな投資や賃上げを支援します！～

船橋市では、市内中小企業者の前向きな投資や賃上げを後押しするため、中小企業等経営強化法に基づき、「導入促進基本計画」を策定しました。

これにより、令和７年度から令和８年度までの２年間に「先端設備等導入計画」を策定し、設備取得を行った中小企業者は、新たな固定資産税の特例制度による支援等を受けることができます。

「先端設備等導入計画」認定によるメリット

1

生産性を高めるための設備を取得し、計画内で適用期間内に従業員の給料の賃上げを表明した場合、固定資産税の軽減措置による税制面の支援を受けられます。

計画内で1.5%以上の賃上げ表明：３年間、課税標準を２分の１に軽減

計画内で3%以上の賃上げ表明有り：５年間、課税標準を４分の１に軽減

2

信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証等が受けられます！

「先端設備等導入計画」とは？

「先端設備等導入計画」は中小企業者が計画期間内に先端設備を導入することにより、労働生産性を向上させることを目的とした計画です。

●要件●

対象者	・中小企業等経営強化法第２条第１項に該当する中小企業者 ・市内に本社又は事業所等を有する者
計画期間	計画認定から３年、４年、５年のいずれかの期間で目標を達成する計画
労働生産性	基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類	・機械及び装置　・器具及び備品　・測定工具及び検査工具 ・建物附属設備　・ソフトウェア

固定資産税特例を受ける場合

固定資産税特例は、先端設備等導入計画の認定のほか下記要件を満たすことが必要です。

●要件●　令和９年３月３１日までの期間内に取得するものに限ります。

対象者	・資本金額 **１億円以下**の法人 ・従業員数 1,000 人以下の法人又は個人事業主等（大企業の子会社を除く）
対象設備	下記ア～ウの３つの要件を満たす設備であること ア. 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること イ. 中古資産でないこと ウ. 投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に記載された①～④の設備 【固定資産の種類】 ①機械装置(160 万円以上) ②測定工具および検査工具（30 万円以上） ③器具備品（30 万円以上） ④建物附属設備（60 万円以上）

提出書類について

- 先端設備等導入計画にかかる認定申請書
- 先端設備等導入計画の事前確認書（認定経営革新等支援機関発行）
  ※労働生産性が年平均 3%以上向上すること
- 先端設備等導入計画申請書提出用チェックシート
- 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証するもの
  ※雇用者給与等支給額の増加率が 1.5%以上もしくは 3%以上となる賃上げ表明
- 市税納付確認書
- （法人）商業登記簿謄本の写し、資本金の金額及びその出資者のわかるもの
- （個人）住民票

【固定資産税の特例を受ける場合】

- 投資計画の事前確認書（認定経営革新等支援機関発行）
  ※投資利益率が年平均 5%以上向上すること

●様式は船橋市ホームページからダウンロードできます。

★ＵＲＬ：https: //www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/shoukou/002/p063098.html

◀こちらからもダウンロードができます。
（船橋市ホームページへリンクします）

【問い合わせ・申請先】
船橋市　経済部　商工振興課　工業係
TEL:047-436-2474 Email:shokoshinko@city.funabashi.lg.jp